

## 参考資料 1

### 第8回徳島県規制改革会議 概要（未定稿）

日 時：平成30年6月27日（水）13：00～15：05

場 所：徳島県庁11階 1104会議室

出席者：床桜座長、田村委員、加渡委員、小林様（山田委員代理）、渡辺委員、福島様（河野委員代理）、青木委員、内藤委員、ゲストスピーカー（吉田様、佐藤様、伊藤様、中川様）事務局、担当課（農林水産政策課、住宅課、地方創生推進課、安全衛生課、教職員課）

内 容：

- 1 開会
- 2 協議「第3次提言に向けた意見交換」

#### ○会議の議題について

- ・座長から、本会議においては、資料1の案件1から4について議論を進める方針を説明

#### ○地方公務員の“社会貢献型副業”を可能とする規制改革について

- ・事務局から、資料2に基づき、制度及び運用の概要を説明

#### ・ゲストスピーカー発言及び意見交換

吉田社長：株式会社あわえというパブリックベンチャーやソーシャルベンチャーとして、地域課題解決に営利組織として取り組んでいるという会社の経営に携わる立場と、想像になるが、行政側からみたメリットという両面で話をしたい。

まず、あわえの経営サイドから見ると、慢性的に人材が不足している。特にパブリックベンチャーやソーシャルベンチャーという事業体では、新しいジャンルのビジネス領域であり、経験のある人材がほとんどいないのが実態。マーケットの成長スピードに人材育成のスピードがなかなか追いつかない。顧客である自治体の商習慣などを内部から理解している人材の参画は、経営者として非常にありがたい。企業側としては非常に大きなニーズを持っている。

もう一方、職員にとってのメリットということになると、今後、行政と住民の真ん中の問題を解決していくビジネスは、必ず広がっていくと考えており、県職員としての職務を進めていくにあたっても、民間の地域課題解決を進めている会社で実情を見ていくことは、非常に大きな学びになる。当社は、美波町を中心とした地域の課題解決をフィールドプレイヤーとして活動すると同時に、そこで得た知見やノウハウを他の自治体を対象にコンサルティングもしております、北は東北から秋田から九州まで複数の自治体の支援を実施している。そこに県職員に入ってもらった場合、他の自治体の課題を知ることによって、身近な課題が全国的な課題なのか徳島固有の課題であるかの理解に繋げられ、日常業務にも非常に大きなインプットとなる。また、退職後という次のステージに

とっても、非常に親和性が高く、人生100年時代の活躍という意味では、非常にいい場所と思っている。

佐藤館長：県職員を辞める10年ぐらい前から、ボランティアで人形芝居の野外劇場・農村舞台の活用に携わってきた。最初は、当時、所属していた文化振興課で、県の文化振興事業として農村舞台の活用をしてはどうかと提案したが、徳島県内全体の農村舞台の面倒を見るのは、行政として継続的にやるのは難しいという結論になった。ただ、自分としてはボランティアとして取り組むようになった。早くに県庁を退職することになったが、時代的にも地域の文化資源に注目が集まり、次々復活する舞台が増えて、非常に手応えを感じていた。そんな時に指定管理者制度やいうものが導入されて、阿波十郎兵衛屋敷も指定管理に出されることになった。目の前のこと必死でやっていたといいて、文化振興課の周りの職員も応援もしてくれた。

一番の問題は報酬よりも時間のやりくり。ボランティア活動で約束があっても、仕事が入れば、後回しにせざるをえない。職場の中での理解、尊重も活動の鍵となる。

県庁の仕事とは違うことに取り組むことで、世界が広がるし、人脈も増える。

座長：公務員には職務専念の義務があり、それ以外のことは従事することができない。許可なしには公益事業、非営利事業であっても、報酬を得ることもできない。許可が必要という行為自体、かなり心理的な抵抗を伴う。社会貢献型の事業というのは、文化行政以外にもあるだろうが、今のシステムではなかなか従事できないということになってしまふ。

佐藤館長：時間のやりくりが一番大変だった。特に二足のわらじというのは、他に迷惑をかけられない。

委員：公務員に社会貢献型副業を認めていくという流れ自体は非常にいいことだとは思うが、具体的にですね、運用の現状のどこをどう変えていくのか具体的なイメージがなかなか湧きづらい。職務の遂行に支障がないこと、利害関係またはその発生のおそれがないこと、法の精神に反しないことについては、あまり変えようがないように思う。

座長：私自身も県職員だったが、基本的にはできないという認識があった。できる場合にも、例外的な措置となるので、入口段階が非常に狭まっている。個々人が副業に従事し、社会に貢献したいと思ってもなかなか難しい。その状況を変えるには、社会貢献型副業はこういうものだと例示的に示したり、積極的なチャレンジを促すという任命権者サイドの考え方を示されないと、実現には結びつきにくいのではないか。

佐藤館長：知事をトップに、県を挙げて人形浄瑠璃や藍染めを振興していく大きな方針があつたからこそ、自分の活動が許された面もあつたかもしれない。

委員 : 私は6年、7年前から公務員にも2枚目の名刺が必要だと思ってきた。東京に「二枚目の名刺」というNPO法人があり、公務員に限らず、みんなで公益活動をしましょうという活動をしている。県の若手職員にも「パパCOME ON！！」やボランティアグループの「徳島太郎の会」に所属して、活動している人もいる。

委員の話にもあったが、具体的には規制をどういうふうに変えていったらいいのかと思う。現在の運用で認められないのか。また、今の運用でも認められるのであれば、それを周知することにより、副業が進むのか。

報酬を受け取る前提で規制改革を進めていくのであれば、許可要件の3点に抵触しないようにするには、どうすればいいのかを考えていくべきではないか。

事務局 : 近年の許可事例としては、予備自衛官の訓練、国政選挙の投票立会人、国政調査の調査員として従事し、報酬を受け取ることについて、許可されている事例がある。

座長 : ほとんど公務に近いようなものであっても、報酬を受け取るには許可が必要ということ。その観点からは、例えば株式会社あわえは地域活性化や人づくりに大いに貢献しているが、公務員が業務に従事することは今は認められないのではないか。

吉田社長 : 仮の話だが、あわえの仕事を県職員に手伝ってもらったとすると、あわえから見たときに無償なのか有償なのかという議論があると思うが、私の立場とすると無償ではおかしいと思っている。有償にしたときに、その県職員の収入にする以外に、県の雑収入に計上できないのか。例えば美波町の職員にあわえのビジネス上必要な講演に行ってもらう場合、町職員が動いて得られる経済効果が美波町に帰属するとはあってしかるべきだと思う。稼ぐという行為自体は尊いことだと思うので、役に立った結果としての報酬が県に入るスキームも考えていただきたい。

座長 : 佐藤館長の話のように、公務員には職務専念義務が課せられる本業がある中で、必然的に人事異動があるが、自分の強みを生かしたライフワークとして続けていくためには、一定の時間が必要。もう一つは、報酬というのは非常に重要であるということ。お手伝いではなく、責任が伴う。パフォーマンスをしっかりと上げていく仕組みというものは働き方の改革にもつながってくる。  
報酬を県の歳入とするには、いろいろ課題もあるかと思うが、依頼するサイドとしてはやりやすいところもあるかもしれない、引き続き検討したい。

佐藤館長 : 報酬はやはり大事なこと。県庁では予算を取って、誰かに委託するというのはよくある流れだが、今、県庁から委託されて何かするのは、责任感が大変苦しい。180度変わったのを感じる。

座長 : 先ほど委員から、名刺を複数持つという時代になっているという話があったが、吉田社長が今おられるIT業界ではよくある働き方になっているのか。

吉田社長：複数の名刺、肩書きを持っていると、以前だとうさんくさいと思われることもあったが、今はいろんなものを見ていたり、いろんな角度で、経験がある人材という意味で、プラスのポジティブなほうに評価が働くようになってきている。

座長：サブの副業ではなくて複数の業と書いて、どれも本業であり、それぞれがシナジー効果で新しい価値を生み出す時代になっている。IT業界ではそういった働き方の変革が特に進んでいるのだろうが、その流れの中に地方公務員の議論も位置づけられる。もちろん、法律に基づく業務っていう特殊な要素はあるが、ライフワークを追求したいという人たちもたくさんいるので、本業は変わっていかざるをえないが、地域に貢献したいというモチベーションを生かせるシステムが必要だと考える。

委員：福祉や医療の世界は専門性が高いので、なかなか副業というのは難しい。複眼という視点では、吉田社長や委員が言わされたことは非常によく分かる。私も医療、福祉の世界の中では複眼を頑張っている方ですので、先ほどから議論を聞いてますと、県職員には人材バンクのようなものが存在するのか。

座長：再就職に向けたものであるが、存在する。

委員：バンクのようなものを組織改革で設置し、そこへ各課のやる気のある職員や特殊な技能や技術を持った職員の情報を集めて、そこから判断をしてやっていくのも一つの手法ではないかと思う。職員も非常に多数なので、個別の対応では事務的にも大変な手間がかかる。一度、情報を集約して、そこから派遣するような仕組み作りを考えるべきではないか。

委員：導入のしやすさからすると、勤務を要しない休日に、基準に合致したものを積極的に許可したり、あるいは届出でよいとすることに変えていくのが、現実的ではないか。平日の業務時間外でもありうるだろうが、本来業務で残業が生じる場合もあるので、許可が出しにくいかもしれない。

座長：将来的には、かなり制度的に幅が広くなるとも思うが、当面は、社会貢献型副業とはこういうものであるというテーマや従事時間といった点を整理して、突破口を開いていくことが必要。

佐藤館長：工業技術センターの職員で染色の専門家が藍の研究をして、個人で藍の研究成果をまとめて、膨大な量の素晴らしい原稿を書き上げ、それを出版したいという相談を受けたことがあった。ただ、仕事として研究した成果を個人の名前で出版して儲けることはできないとの指摘があり、関係課に何度も交渉をした結果、文化振興課で予算をとって、文化振興課で出版するんだったら認められることになった。

座長：法律上、完璧に禁止されてはいないが、事実上は禁止されているので、それを

「働き方改革」や複数の名刺を持つのが当たり前という時代の中で、公務員として、本業以外に持っている能力をどう社会に還元していくのか。きちんと制度化していく時代ではあるだろうし、ちょうど国も一歩踏み出そうとしている。地域と一番向き合うのは地方公務員なので、本来、地方公務員のシステムが先に動くべきと思ってるんですけど、残念ながらそういう状況になっていない。今回、所管課の人事課が来ていないので、次回も議論を深めていきたい。例えば、神戸市、生駒市など他の自治体でかなり踏み出そうという動きがありますので、こうした事例の説明も受けながら、しっかりと整理をして、ぜひ、提言の中にも盛り込んでいきたい。

委員 : 許可実績の説明があったが、不許可の事例も知りたい。

座長 : 次回、説明を受けたい。

吉田社長 : 私からのお願いだが、地方の人材不足を考えると、自治体職員の方に一人何役を務めてもらうのは、理にかなっていると思う。これはあわえのためということでなく、地域、広くは国のために、この地域にいる優秀な人材がより活躍することを進めてもらいたい。

一つアイデアの提案だが、あわえには年に4日間、ボランティア活動を支援する特別休暇を定めている。これに関し、県で地域企業応援休暇のようなものを試行で作って、運用をしてみてはどうか。週末だけでは、かなり限定的になってしまないので、特別休暇を定めることによって、ウィークデイでも動ける手法はあるのではないかと思う。

座長 : 国と神戸市、生駒市については、次回、説明を受けたい。引き続き、次回も議論をお願いしたい。

#### ○農業移住促進のための農地取得下限面積の引き下げについて

・担当課から、資料3に基づき、制度及び運用の概要を説明

##### ・ゲストスピーカー発言及び意見交換

伊藤氏 : 奈良から移住してきて、神山では5年目。グリーンバレーで移住を担当するようになって、この4月からで4年目。3年間、現場を見てきた。

配布している「神山町事例紹介」の資料に、実際のケースを一つ取り上げているので、紹介する。神山さんのAさん宅、70代の老夫婦から相談があったが、空き家になる前から相談をくれ、一人息子の住む京都に家を建てて、そこで人生の最期を迎えていくことにしたから、この家を誰かに譲りたい。遠方に引っ越すので、賃貸ではなく、売買で話しを進めたい。息子に手間を残したくないので、神山町にある不動産全てをまとめて引き受けてくれる人を紹介して欲しいという相談があった。

実際に、Aさん宅の写真を見せてもらうと、南向きで、宅地だけならば、買いたいという人が見つかるような所だが、家の外に小さい畠がついていて、農地は1,000m<sup>2</sup>からでないと売買できないことから、Aさんが持っている神山

町の不動産をよく調べたところ、他の畠を足せば1, 000m<sup>2</sup>を超えるような状況だった。結局このケースではAさんの事情で難しいということになり、先に宅地と家屋だけ売買してもらい、その時に特約や条件を付けて、付属する農地も同じ人が購入するように契約で約束するという形をとった。ただ、移住者が特定の農地を買うためには、基準となる1, 000m<sup>2</sup>を達成するために農地を別途借りてもらい、少なくとも2年、3年と1, 000m<sup>2</sup>を管理している実績を作つてから売買の手続きをとるよう求められている。

結局のところ、家を買う人は、自分が農地を買うという契約を履行するために、形だけでも2年間、別の農地を管理した上で買う、という時間も手間もかかることをやっている。その意味では、農地法の規制が実情に合っていない。なんとかくぐり抜けて神山に住める方法を模索しているという状況。最後の資料のページに普段実務で感じているデメリットをまとめている。昔は3, 000m<sup>2</sup>が基準だったので、1, 000m<sup>2</sup>になったという意味では負担が軽くなっているが、神山町のような中山間地域では、農地1つ1つが小さいので、1, 000m<sup>2</sup>にするために追加で借りないと達成できない。逆に、今まで神山で住んでいたけどもう住まないので手放したいという所有者は、手放したいけど手放せないのが現実。

座長 : これは県内の中山間地域の共通した話だろう。私も佐那河内の方から同様の話を聞いたことがある。移住を促進するといつても、住む場所がないと移住にはならない。特に賃貸物件が田舎に行けば行くほど少ないので、空き家を活用していく。その際に農地がついている場合があるが、今、神山での苦労話をお聞きした。他県では100m<sup>2</sup>でもOKというような事例も出始めている。最終的には、市町村農業委員会の判断になるので、そこに対して、こうしたほうがいいんじゃないかという提案になっていくと思うが、そういう問題提起である。

委員 : 購入者にしてみれば、下限は小さければ小さいほどいいと思うが、逆に今の所有者からすれば、下限だけ買ってもらうと他は売れ残る部分になる。それが最終的には農作放棄地になっていくということを考えると、買い手にはいいけれども、最終的には誰がどう管理するのか。管理する人がいなくなり、相続も放棄されると、結局は自治体の負担になっていくのではないかと心配する。

伊藤氏 : 基本的に、売買契約なので、所有者は全部買ってくれるという条件で購入者を見つけること。農作放棄地については既に起きているのが現状。神山町でも使いやすい農地は、移住者でなくとも町内で農業をやっている人の中で買い手が見つかるが、そうでない農地は最後は売れ残る。やはりどうしても今の時代だと農業がやりづらい。

座長 : 農林サイドの考え方は、やはり優良農地をしっかりとキープしていこう、生産効率を上げていこうという考え方だろう。ただ残念ながら、それができているエリアがある一方で、神山などの中山間地域では、農地がどんどん山林にかえつていているのが実情。田畠ごとの耕作面積も非常に小さいというのもあるが、実態をふまえる中で、少しでも耕作できる機会を増やしていこうというの

が今の実態か。

伊藤氏：下限面積が緩和されたからといって全てが解決するというわけではないが、少なくともこれから神山に住んでいこうという人に売買を引き継いでもらうことで、また所有者がはつきりする。だんだん売れないから、手間だから放つておいて、代替わりしたらそれこそどこの何の土地なのかわからない。そういう問題にもつながる。

座長：食糧生産という観点での農業の効率性というのが農林行政の一つの考え方だが、一方では、里山そのものがだんだんと山にかえっていってる、あるいは空き家が増えているという状況の中で、むしろ機会を捉えて、少しでも耕作放棄地に転換されるのを阻止していく必要があるということだろう。

伊藤氏：それくらい実情は深刻。地域によっては、農地法の規制は的はずれな感じになっていると思う。

座長：移住者を求めてるのはそういった中山間地域になるので、残念ながらそういった部分が足かせになって、空き家が活用しづらい要因の一つになっているということなのではないか。

伊藤氏：神山のような中山間地域では、そもそも専業農家はすだち農家くらい。ほとんどの農家は兼業や自家用で農業をやっている。移住相談に来る人でも、本当に農業だけで生計を立てていこうという人は、実情を知ったら、神山で踏み切ろうという人は少ない。現実は厳しい。農業をやりたい人はもう少し農業をやりやすいところに移っていく。事例で紹介した300m<sup>2</sup>でも、移住者にとっては割と苦労される面積であり、それが1,000m<sup>2</sup>となると、かなり負担にはなっていると思う。

座長：地域を存続させていくためには、やはり人がいる。地元の方だけではなかなか厳しい状況になってきている。中山間地では、空き家がどんどん増えている。そういった中で伊藤氏は一人でも多くの移住者をと活動しているが、制度の狭間にたって苦労されている。里山や地域の今後のためには、先進事例も踏まえた形での改革が必要だという整理をしていきたい。これは神山だけの問題ではなくて、他の地域にとっても大きな力にはなってくる。  
もとより権限は最終的には市町村の農業委員会にあるので、提言をさせていただく。県を通じていろんな助言をしていくという形にはなるが、そういった方向でまとめさせていただきたい。

○栄養成分表示の義務化に係る小規模事業者の特例について  
・担当課から、資料4に基づき、制度及び運用の概要を説明

・ゲストスピーカー発言及び意見交換  
中川教授：配付資料に基づき、説明する。

去年、徳島県の消費者行政・消費者教育に関する調査を受託したので、その結果を説明する。

まず大学生による加工食品の栄養成分表示の現状把握として、1つのマーケットと徳島県の特産品に関するコーナーに並んでいる食品の栄養成分表示の実施率を調べた。徳島県が住所地になっている製造業者や販売業者での実施率が、30.4%で、徳島県外が69.6%だった。品目によっても、栄養成分の実施率に大きな差がある。特産品コーナーのそうめんでは100%、駄菓子類51食品では、5.9%、お土産類が20.9%。県外と比べて、全体の実施率も低いし、各コーナーでも非常に差があった。

産直市に出店するパン屋、町の駄菓子屋、素麺製造業者、漬け物業者など13の業者にインタビューした結果をまとめているが、A3サイズの大きい方には、業者のコメントを並べている。簡略にまとめたのが、もう一つのA4サイズの方。栄養成分表示の義務化について、去年9月から11月の調査時点で、知らないという業者もあった。また、小規模事業者では免責されていることを知らない業者もいた。栄養成分表示を栄養成分表を使って、計算によって表示可能ということが知られていない。県では、非常に積極的に取り組んでいるが、現状として、制度を知らない業者さんがある。また、知っていたとしても費用・人手がないという声もある。知識がない、人がいない、お金がない、スキルがないという状況が見えてくる。ほかにも、在庫があるから、また、国の制度が変わるかもしれない、つい先送りをしているケースも見られる。消費者庁作成のマニュアルにしても、なかなか年配の事業者には読みづらいということもあり、今年度に入って改訂版が出されたが、簡単なマニュアルではない。後継者いないこともあり、この機に廃業する意向を持っている事業者もいる。先ほどの担当課からの説明にもあったように、従業員が5人以下の事業所では、栄養成分表示をしなくても販売可能だが、スーパー・マーケット等で販売しようという場合には、販売事業者にも栄養成分の表示義務があるので、表示のない商品は販売してもらえない。すると、販路が限られてくる。

小規模事業者の特例や計算による簡易な表示方法もあるが、現実的には、それでもまだハードルが高い。分析そのものや包装の再印刷で、トータルで数十万円の費用がかかるおそれがある。徳島県には零細企業、小規模事業者が数多くあるので、対応をぜひご検討いただきたい。

座長：自分が作って自分が売る場合には、表示義務が免除されても、取引先のスーパーそのものに規制がかかっているので、表示しないと置けないということ。商工団体での議論の状況はどうか。

委員：当方の会に所属している和菓子の組合からは、セミナーや説明会を開催していると聞いている。ただ、参加者からは、現状では対応は難しいとのこと。

座長：実質的には残された時間は少ない。一方で、徳島県は消費者行政の先進地であり、表示義務への対応を進めること自体は必要。

委員：加工食品の表示は大きく変わりつつある。徳島は先進地として、フリーパスと

いうのは絶対ないので、小規模事業者ができるだけ負担がかからないように、共通フォームシールやパターンの下地を作るなど、簡便なやり方をサポートしてはどうか。負担軽減には個々の事業者の対応に任せるとではなく、業界団体や行政が先導するサポート策が必要。

座長 : 高齢の事業者でもたどり着けるサポート策があつて初めて、規制緩和の実現になる。現状では、規制緩和は形式的にはできているが、実質的には排除されてしまう。県としての問題意識はどういったところか。

担当課 : 小規模事業者はもとより、大きな企業にとっても、表示への対応は難しいものとなっている。原料原産地の表示は昨年9月から制度が変わり、今まで遺伝子組み換えや食品添加物に関する表示についても検討がなされている。このように、食品表示については栄養成分だけでなく、様々なものがどんどん変わっていく状況にある。その結果、たとえば、ラベルの作成にも大きなコストがかかっている。県としては、設置している相談窓口について、機会を捉えて周知啓発をしており、気軽に相談してもらえるようお知らせしている。ただ、周知がどの程度行き渡っているか、課題もある。国から自治体に向けて、この1年を勝負の年として普及啓発をしてもらいたいという依頼があったところ。  
ご提案の共通フォームは、商品ごとのようにするか、課題はあると思うが、素晴らしいアイデア。県のホームページも分かりやすいようなもの工夫するなど、いろいろ検討している。

座長 : 食料品関係の事業者は、中小零細企業が大半。消費者庁としては、法律上の特例措置は設けているということかもしれないが、実体的な取引としては、事实上、排除されるということ。しっかりと県からも消費者庁にその問題を訴えていく必要がある。また、この際、廃業する事業者が増えるというのは、非常に不幸な話。ぜひとも官民連携の中で、具体的な施策として、資金面、サポート体制等について検討し、方向性を見いだしてもらいたいし、規制改革会議としても提言はしていかなければいけない。

委員 : 栄養成分表示は必ず商品につけないといけないのか。例えば、専用のウェブページに一覧を載せ、検索もできるというのは可能か。

中川教授：商品の包装に表示しなければいけない。売場のポップで表示するのも不可。

座長 : 商工団体でも、この問題を持ち帰り、しっかりと議論していただきたい。官民で協同した取組みが必要という方向で提言を取りまとめていきたい。

#### ○学校教育における外部人材の登用・活用について

・担当課から、資料に基づき、制度及び運用の概要を説明

・意見交換

委員 : 公務員の副業の議論で、委員から、人材のデータベースの話があった。今後、

英語やＩＣＴやプログラミングが始まるが、先生の負担が増えるので、外部人材を入れる必要性が高まる。また、講演や単発の授業で講師を呼ぶにも、伝手がなかつたら呼べない。熱意のある先生がいる学校はいいが、そうでなければ、外部の講師を招いた講演は難しいといった話をいろいろなところで聞いた。自分としては、県内の人材をデータベース化していき、誰でも見られるブログのようにして開示し、公立学校や図書館などで外部の人材による講演ができればいいと考えている。そのために有益であれば、特別非常勤講師制度ももっと使われることが望ましいと思う。

座長　　：制度があっても、運用次第では、学校によって濃淡があって、積極的に活用するところとしないところが出てくることも考えられる。外部人材を活用する環境整備がしっかり整えられている必要がある。

委員　　：先生の負担の軽減も重要。これから英語教育、プログラミング、主権者教育さらにキャリア教育とすべきことが増える。そうすると、専門家やその分野に精通した人の活躍が求められる。色々な人の力を借りる方が、先生の負担軽減にもなり、教育の充実にもなる。特別非常講師制度で、例えば1人採用して、全県に横断的に行くことは可能か。

担当課　：その場合、講師の都合や予算の制約も考えられる。

座長　　：英語教育、プログラミング教育、主権者教育などの新たな分野では、外部人材を活用していくかないと対応が難しいのではないか。また、教員が熱心であるかどうかによって、生徒がチャンスを得られるかどうかが代わってきてしまう。

委員　　：1人の先生を複数の学校でシェアする仕組みがあつてもいいのかと思う。例えば、徳島は消費者教育の先進地なのであれば、全部の学校で消費者教育をやって行こうということになればよい。

委員　　：消費者教育については、消費者情報センターの啓発担当に高校教員が1人入っている。その先生が1年間かけて、いろんな学校にいってくれているので、同じようなパターンが可能であれば望ましい。

座長　　：これぞ、人材のシェアといえる。今、こういった事例は他にはないのか。

担当課　：現場で授業をするとなったら消費者情報センターぐらいではないか。

座長　　：この運用手法を活用し、もう少し分野を広げてもいいのではないか。

以上